

## 沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第4項」を「第4条第5項」に改める。

第61条第2項中「なされた」を「あつた」に改め、同条第4項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第6項までにおいて「専有部分」という。）」に、「1棟の建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第2条第4項に規定する共用部分（次項及び第6項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「程度等に」を「程度その他施行規則第7条の3第1項で定める事項に」に、「施行規則第7条の3第1項及び第2項」を「同条第2項及び第3項」に改め、「区分所有者」の次に「（同法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。次項及び第6項において同じ。）」を加え、「程度等の」を「程度又は仕上部分の程度の」に、「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項」に、「次項」を「第6項」に、「によつてあん分して」を「により<sup>あん</sup>分して」に改め、同条第9項中「によつて」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「建物の区分所有等に関する法律第2条第4項の」及び「同条第2項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつてあん分して」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項第1号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用

部分とされた附属の建物を含む。) の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則第7条の3の2第1項で定める事項について著しい差異がある場合には、その差異に応じて同条第2項で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。)により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

(1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積(当該専有部分に係る区分所有者が建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する一部共用部分(附属の建物であるものを除く。)で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第14条第2項及び第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。)を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則第7条の3の2第3項で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

(2) 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

第63条第11項から第13項までの規定中「2分の1」を「3分の2」に改める。

第74条第1項中「第61条第6項前段」を「第61条第7項前段」に、「によって」を「により」に改める。

第160条中「価格」を「価額」に改める。

第202条第1項中「対し」を「について」に改め、同項第2号及び第4号中「控除対象配偶者又は同項第8号」を「同一生計配偶者又は同項第9号」に改める。

附則第8条を次のように改める。

## 第8条 削除

附則第15条(見出しを含む。)中「附則第12条の2の2第1項」を「附則第12条の2第1項」に改める。

附則第15条の2第2項中「ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の4において同じ。)のうち、車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において同じ。)が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施

行規則附則第4条の5第1項で定めるものに限る。)」を「次に掲げる自動車」に、「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をい、附則第15条の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の4において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条及び附則第19条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第9項で定めるもの（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第10項で定めるもの（以下この条及び附則第15条の4において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第4条の4第11項で定めるエネルギー消費効率（以下この条及び附則第15条の4において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下こ

の条、附則第15条の4及び附則第19条において同じ。)が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の4において同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第3項で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項で定めるもの(以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項で定めるもの(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて

得た数値以上であること。

附則第15条の2第3項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第2項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第7項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同条第4項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同号ア(イ)中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）」を「エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号イ中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同項第2号中「（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号ア(ア)中「道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項で定めるもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）」を「平成30年石油ガス軽中量車基準」に改め、同号ア(イ)中「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項で定めるもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）」を「平成17年石油ガス軽中量車基準」に改め、同条第5項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第16項」に改め、同条第6項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第17項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第17項」を「附

則第4条の5第19項」に改め、同条第7項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第18項」を「附則第4条の5第20項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第19項」を「附則第4条の5第21項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第20項」を「附則第4条の5第22項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第21項」を「附則第4条の5第23項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第22項」を「附則第4条の5第24項」に改め、同条第8項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第23項」を「附則第4条の5第25項」に改め、同号ア(イ)を次のように改める。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第15条の2第8項第1号イ中「附則第4条の5第24項」を「附則第4条の5第26項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第25項」を「附則第4条の5第27項」に改める。

附則第15条の4第1項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第5号ア(イ)中「100分の195」を「100分の210」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号中「附則第15条の2第2項」を「附則第15条の2第2項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第5項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第6項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の4第2項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附則第15条の2第2項第2号に掲げる石油ガス自動車

附則第15条の4第3項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第6項」を「附則第4条の6第7項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第7項」を「附則第4条の6第8項」に改め、同条第4項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第9項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同条第5項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第10項」を「附則第4条の6第11項」に改め、同号ア(イ)中「10分の138」を「100分の150」に改め、同号イ中「附則第4条の6第11項」を「附則第4条の6第12項」に改め、同条第10項中「次に」を「次」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条、第63条及び第160条の改正規定並びに附則第15条の改正規定並びに附則第3項の規定 公布の日
- (2) 第202条第1項の改正規定 平成31年1月1日
- (3) 附則第8条の改正規定及び次項の規定 平成31年10月1日

### (事業税に関する経過措置)

2 前項第3号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての同号に掲げる規定による改正前の沖縄県税条例附則第8条の規定の適用については、なお従前の例による。

### (不動産取得税に関する経過措置)

3 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例第63条第11項から第13項までの規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）第61条第5項及び第6項の規定は、平成29年4月1日以後に新築された同条第5項に規定する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（以下この項において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（建物の区分所有等に関する法律第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。）のこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月1日前に新築された改正前の沖縄県税条例第61条第4項の1棟の建物（建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等の施行日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

5 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

平成29年6月20日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、自動車取得税の税率等の特例の見直しを行うとともに、居住用超高層建築物に係る不動産取得税の算出に用いる専有床面積の補正措置を講じ、及び家庭的保育事業等の用に供する家屋に係る不動産取得税の特例措置を拡充する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。